

## 平成23年度 第3回越谷市障害者施策推進協議会会議録

1. 日 時：平成24年2月15日(水) 10:00～12:20
2. 場 所：市役所本庁舎5階第1委員会室
3. 出席者等：
  - (1) 出席委員：朝日委員、佐々木委員、卜部委員、佐藤委員、平野委員、小柳委員、田口委員、松田(和)委員、宮下委員、山口委員、吉田委員、山崎委員(以上12名)
  - (2) 欠席委員：星野委員、松田(繁)委員、深代委員、島田委員、加々美委員、新美委員、高野委員、樋口委員(以上8名)
  - (3) 事務局：竹内福祉部副部長兼高齢介護課長、杉寄子ども家庭部副部長兼保育課長、新木田子育て支援課長、高橋児童福祉課副主幹、永山障害福祉課副主幹兼障害福祉推進係長、山田自立支援担当主査、藤城自立支援担当主査、山元自立支援担当主査、小西障害福祉推進係副主査、土屋障害福祉推進係主事(以上10名)
  - (4) コンサルタント：(株)アイアールエス 莫根研究員、義田研究員
4. 傍 聴 者：2名
5. 次 第
  1. 開会
  2. 会長あいさつ
  3. 議事
  4. その他
  5. 閉会

### 《3. 議事》

- (1) 第3期越谷市障がい福祉計画 素案について

#### 6. 会議資料

- ・ 会議次第
- ・ 資料 第3期越谷市障がい福祉計画 【素案】
- ・ 資料 第3期越谷市障がい福祉計画 【素案】修正案
- ・ 資料 第3期越谷市障がい福祉計画素案に対する意見要旨
- ・ 資料 第3期越谷市障がい福祉計画素案に対する意見要旨(市の考え方を反映したもの)

## 1. 開 会

## 2. 会長あいさつ

会 長：総合福祉部会の骨格提言に対し、厚生労働省から現行の自立支援法の見直しの範囲で対応していくとの発表があり、本計画の策定にもその影響がないわけではない。越谷市としては「障がいのある人となない人が共に暮らしあう」市をめざしているところだが、変えていくべきこと、変えてはならないことを見極めながら、よりよい計画となるよう忌憚ないご意見を頂きたい。

## 3. 議 事

事務局：《資料に基づき説明》

- ・第3期越谷市障がい福祉計画 【素案】
- ・第3期越谷市障がい福祉計画 【素案】修正案
- ・資料 第3期越谷市障がい福祉計画素案に対する意見要旨（市の考え方を反映したもの）

議 長：第1章と第2章、第3章と第4章、第5章をひと固まりとしてご意見を賜りたい。最終回でもあることから今後の本計画の実現に向けて何が必要かという観点でご意見を伺いたい。

### ■第1章・第2章

委 員：前回会議の際、パブコメの前には各委員には最終案を示すとのことだったが、実際に素案が送られてきたのはパブコメ開始後6日だった。多くの意見がほしいと思うのは共通の想いであり、あらかじめパブコメの時期が分かっていたら周囲の人に呼びかけることができた。今後このようなことがないようにお願いしたい。

事務局：意見のとりまとめ、調整に手間取ったところである。今後はこのようなことがないようにする。

議 長：「入院中の精神障がい者の地域生活への移行について」国の方針により市町村は目標設定なしになったことはよいが、それに続く「本市では、今後も国の考え方等を踏まえ…移行を進めます。」はつながりとしてやや違和感があり、市としての主体性が感じられない。断固として地域移行を進めるといような決意が示されるとよい。

委 員：精神障がい者の地域移行については、以前は退院促進という形で入院している人の中でも選ばれた人が退院に向けたプログラムを受けるものだったと思う。長期入院している人ほど社会との接点がなく、コンビニに行くのも躊躇してしまう現実があるなかで、地域移行プログ

ラムが限られた人だけでなく、すべての長期入院中の精神障がい者が対象となることが望まれる。例えば入院患者が移動支援を利用できるなど、入院しながらでも社会へ出る体験や地域の生活が楽しめるような制度や仕組みが今現在あるか。

委員：入院中の精神障がい者をサポートする制度については自立支援法に基づくサービスではないが、県の事業として「退院促進支援事業」を行っている。越谷市には精神科の入院病床をもつ病院が3箇所あり、そこに協力を依頼し、委託を受けた各種事業所と保健所、市の職員等が連携して、月に数回、自立支援員を派遣して外出や外泊など退院訓練を行う事業である。対象も限定されている訳ではなく希望に応じて対応している。平成21年より市内の地域移行支援事業所に委託をしているが、県の示す退院可能精神障がい者数を満たすまでの実績は上がっていない。平成24年4月からは、精神障がい者の地域移行支援事業が個別給付化され、各市町村の事業に変わる予定となっている。今まで県が行ってきた地域移行支援事業、事業所に委託をして保健所、市の職員に協力を求めてきた事業が大きく変わろうとしている。これから先の地域移行をどう進めていくのかについては、はっきりしていない部分があり、自立支援協議会の部会のなかで、新たな入院中精神障がい者の地域移行に関する市の方針の検討を進めていくことになると思う。

意見要旨P6の6番目の市の考え方に「今後も事前の関係者による検討会議を進めてまいります。」という表現があることは、大変うれしく思う。現状は県の事業であるが、来年度からは市の事業に移行するにあたって、前向きな姿勢が感じられる。精神障がい者の現状の地域移行については県の事業があるということで補足させて頂く。

事務局：今後は希望する精神障がい者の方について、病院やケースワーカーと協議しながら地域移行を進めていくことになる。退院後の住居探しなど生活上のさまざまな相談も受けていくことになると考えられる。

委員：障がい福祉計画は当事者のためにあるべきものだと思う。基本理念に謳われるように「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を目指すのであれば、ともに暮らしていく市民も準当事者であると思う。しかし、障がい者の意志、生活、現状が無視されたものでは当事者のための福祉計画とはならず、意味がない。精神障がい者ともつきあいあるが非常に生活上で困難を抱えている。障がい者年金が5～6万円程度しかなく、現実的に地域で暮らすことなど不可能。精神障がい者同

士で県営住宅等にて共同生活を送っている方や、高齢の両親と暮らす方もいるが、それぞれ不安を抱えながら生活している。障がい者年金だけでは不足することから、障がいもちながらも社協のガイドヘルパーの仕事をしている。生活の整備を考えないと現実は厳しく、とても計画にあるようなきれいな字面では暮らしていけない。家賃を1万円補助するのではなく、市営住宅などを借り上げて家賃は全額出すなど、全面的にバックアップする体制がないと、とても地域生活などできないのではないかな。

委員：知的障がいのある娘がいることから、知的障がいの人のことを考えることが多く、施設入所者の地域生活への移行にはこだわりがある。P6の「(1) 施設入所者の地域生活への移行」の3行目に「越谷市においては、入所意向は引き続き高いものの…」という表現にひっかかる。家族としては、重度の障がいの人が暮らすのは最終的には入所しかないのかと思ってしまうが、自分が元気なうちにケアホームなどで地域での生活をさせたいという希望もある。この「入所意向は高い」とは本当に本人の意思なのか、家族の意向ではないのか。以前にも障がい者計画の策定に市民公募委員として参加し、知的障がい者にヒアリングをしたのかという質問をしたが、知的障がいに対してのヒアリング等はされていなかった。親と本人の間でも考え方が違う場合がある。本人がどうしたいのか、どう生きたいのか、周りの人間が考えてあげなければならない。現在入所している人の「地域で生活したい」「住み慣れた家に帰りたい」という意志をきちんと受け止められる地域であってほしいが、それがこの計画からは見えない。

議長：計画として表現されている文言、それをどのように解釈するか。協議会での意見を記録し、それを反映していくことはとても大事だと思う。「入所意向は引き続き高い」にある「入所意向」とは誰の意向なのか、どの立場から見るかによっても変わってくる。

(5分休憩)

### ■第3章・第4章

委員：P14居住系サービスの必要量の算定の考え方について、施設入所支援の平成23年度の見込は134人となっている。一方、平成24年度の必要見込量は303人と、かなり数に差があるが、あまりにも乖離があるのでは。

事務局：旧体系から新法のサービスに移行することにより、大幅に人数が伸び

ているように見える部分はある。

委員：今入所支援を利用している人は実際には300人という数字になるということか。

事務局：平成23年度の見込は自立支援法に基づく「施設入所支援」サービス利用者のみの数字となっており、P 6 の入所者数には旧体系サービス利用者の数も含まれている。

議長：今までの実績をみると200人程度の利用者がいるということだが、これまでの数字からして100人増という推計はおかしいのではという趣旨だと思うが、いかがか。

事務局：中川の郷の新体系への移行と特別支援学校からの卒業生の数を見込んだものである。

委員：3月末197人に中川の郷の人数が入っていないのか。

事務局：先ほどの事務局説明のなかに、「中川の郷」に関する説明があったが、こちらで提供されるサービスは「療養介護」であり「施設入所支援」とは異なるものであり、説明が適切ではなかったため訂正したい。

委員：中川の郷の「療養介護」は「施設入所支援」の数に入らないということではいいか。303人という数字の伸びは、特別支援学校の卒業生の利用を加味しているとのことだが、卒業生すべてが入所するわけではない。根拠が理解できない。

委員：職員は担当課の任務期間中だけでいいが、障がい当事者は一生障がいをもって暮らさなければならないのだから、そうした推計の根拠が示されないのはおかしい。これだけ考えられて書かれているように見えても、内面は構築されていないことが露呈された。担当課のなかに障がい福祉計画を専門に行う人材が必要だと思う。いろいろな相談に行っても人事異動が早すぎて分かる人がいないなど、行政のあり方に問題があると感じる。計画の推進について、作業部会による検討が行われるようだが、障がい者の意識や現状を知っているのはケースワーカーの人たちである。作業部会にケースワーカーが関わり、意見を述べることはあるのか。

事務局：作業部会については、関係課のケースワーカーも参加している。

委員：P 14施設入所の「施設」とは必ずしも市内の施設ということではないのか。（事務局回答：市外施設も含む。）P 10にある同行援護は視覚障がいのみか。（事務局回答：対象は重度視覚障がい者のみ。）P 23にある移動支援事業はどの障がい者、程度区分でも利用できるのか。

事務局：移動支援事業は手帳をお持ちの方すべてが対象で程度区分には関わらない。

委員：P20コミュニケーション支援事業について、協会でコミュニケーション支援運営委員会が年1回開かれているが、その中で、手話通訳者・要約筆記者の養成についての議題に上がることがある。聴覚障がい者協会では、手話通訳者・要約筆記者の養成の一環として認定審査会を実施している。要約筆記者については、毎年合格者を出しているが、手話通訳者の認定試験については、技術的に厳しい選考のため、新たな合格者が生まれにくい現状がある。計画には、平成23年度までの実績を基に見込が示されているが、この必要見込み量はどこから算定されているのか、算定の基となる数字を教えてください。また、見込量の推計はどこが行ったものか。障がい福祉課が算定したものか。

事務局：基礎となる数字を提供し、業者が算定したものである。

委員：同行援護とは視覚障がい者のために創設された新たなサービスである。視覚障がい者の高齢化が進んでいることもあるが、障がいの特性として視覚障がいは他の障がいよりも進行が早いことから、移動支援事業等のガイドヘルパーを必要とする人は今後増えることは確かである。必要見込み量を見たときに、移動支援事業で支援を受けていた人が同行援護へ移行することを考えると利用者が減るのは理解できるが、ひと桁台の細かい数字まで出るのが分からない。

移動支援は該当の場所まで連れていくだけのサービスであるが、同行援護は病院内の読み書きや移動まで支援してくれる制度であり、視覚障がい者にとって待望の制度であるのだが、視覚障がい者でこのサービスについて知っている人はごく一部である。市でもお知らせをする必要がある。また、今後はヘルパーもスキルアップが必要。

市内事業所では8箇所が同行援護を実施することになったが、ニーズに対して提供事業所が少ない。複数ある制度をうまく調整して利用してほしいと行政は言うが、制度を進めていく体制が整わないままの見切り発車で戸惑い、困るのは当事者である。

事務局：視覚障がい者にとって、ヘルパーや事業者が変わるのは不便であると考えたことから、同行援護のサービスを提供できる事業所を通じて、個別に案内をすることで進めてきた。新しいサービスができると便利になる一方で混乱する面もあるが、視覚障がい者を一堂に集め、説明会を行うというようなことまでは考えが至らなかった。利用している移動支援の事業所が複数あり、そのうちに同行援護の提供を行う事業所がある場合は、複数の事業者やサービスを組み合わせながら移行もできるよう柔軟に対応している。

委員：同行援護については、現在外出していない人もこういう制度があると

分かることにより、自分で外出する希望を持てると思う。制度を使っていない人のことも考え、幅広い周知をしてほしい。手話通訳の件数について質問があったが、必要見込み量では1,000件を超えているが、毎年試験をしても合格者が出ず、手話通訳者は増えていない現状の中で、量ばかりが先行し、質が考えられていないのではないか。数字については、施策推進協議会のなかでも根拠と実績は毎回お話があったことだと思う。福祉計画は数字が中心になることから根拠は非常に重要。実際に制度を使うのは当事者である。年度末までに策定という中で、今後大幅な変更はないと思うが、この内容で満足いくかということそうではない。数字より当事者の実態を知って頂きたいと思う。

委員：当事者の意見・気持ち・希望を反映されなければならない。数字にこだわったわけではないが、施設入所支援の数が増えていることに危惧をおぼえた。それだけの希望者、待機者がいての数字であれば、本人がどういう希望であるのか、基本理念にある当事者の自己選択という言葉を尊重してほしいと思った。どんなに重い障がいをもつ人も市民として地域で暮らす方法がないのか、行政だけではなく、自立支援協議会をはじめとした、周囲の人が考えていかなければならない。根拠はきちんと知りたいので調べていただきたい。障がいのある子を持つ親を中心とした「しゃけのこいくら会」の活動をしている。この会は、情報の共有と勉強会を活動の中心として、親たちのネットワークとしてやっているところもある。多くの関係者と情報の共有は大切と、会員外にも情報が届くよう努力している。市としてもきめ細かい情報提供をお願いしたい。

コンサル：推計の根拠についてご説明する。必要見込み量については、人口がどう推移するかとそれに伴う障がい者数の推移を軸にして、実績としてのサービスの利用率を基に将来的な利用の移り変わりについても加味している。施設入所支援については、推計を導くためにいろいろな要因を考えなければならない部分だったために、整理すべき点が多く、すぐに回答ができなかったことをお詫び申し上げる。先ほどの事務局説明にもあったが、P14の平成23年度の見込134名には、旧体系のサービス利用者数は含まれていないことが、平成24年度に急激に増加する要因のひとつである。また、自然増に加えて、事業所に対するアンケートから、施設入所支援に該当するサービスへの移行を検討していると回答した事業所があったことから、さらにその人数を足している。詳細を申し上げますと、P24の地域活動支援センター事業で平成23年度8箇所から平成24年度7箇所に減少しているが、これは、1箇所

旧体系から移行してくるために増え、2箇所が施設入所支援に該当する生活介護に移行してくることから、都合1箇所減ということで、その利用者が増加分として加わる。

ご指摘のとおり特別支援学校の卒業生は数が一気に増える要因とはなりにくい。卒業生は就労系のサービス、地域活動支援センターも利用すると考えられることから、そうしたものを今ある施設のサービスの利用の伸びを見ながら、どういうサービスを今後利用するのかということを推計し、足し上げたものが平成24年度以降の数字となっているところである。意見を頂き、それに対して根拠がすぐにお示しできなかったことから、必要見込量に関してはもう一度事務局と再度確認を行い、安心して納得頂けるものとしていたいと考えている。

委員：施設入所支援は施設に入所するサービスであるが、地域活動支援センターが移行して、施設入所支援に変わるというのがよくわからない。人口の推移や利用率から施設入所支援の利用者が増えていくということは理解ができ、入所施設を全否定するものではない。施設に入っている人が悪いわけではなく、地域でその人らしく暮らせる可能性が見える計画であってほしいとの願いである。希望を聞いて数合わせしておしまいというのは親として不安であり、グループホームやケアホームがもっと伸びてもよいのではと感じている。重度の医療的ケアも必要な人がケアホームで暮らすという考え方が今の越谷市にはない。住み慣れた町で暮らしたいと思えるような市であってほしいと思う。

議長：逆説的ではあるが、根拠がわかりにくいということが分かった。本質的なところに関わることから、このままでは認められないというのが正直なところ。しかし、時間に限りがあることから、事務局で確認、調整し、会長一任ということでお願いしたい。資料は事務局で整理した上で同時に委員に配布し、納得の上で承認することとしたい。どうしてそうなるのか、行政としての想いがみえないところは問題であり、根幹のところこれでよいかという議論が大事だと思う。

委員：P28計画の進行管理のなかで、施策推進協議会の名前が出ている。作ったからには実行できるようにしていきたいことから、できれば予定として、今後どのような形になるのか知りたい。最後ということもあってさまざまな委員から意見があったが、今後も施策推進協議会の場を大事にしてほしい。自分たち以外のことは知ることが難しい。有志で施策推進協議会の勉強会を行ってきた。勉強会を今後も続けていきたいが、その際には市のサポートをお願いしたい。

事務局：任期満了となる8月以前に計画策定完了の報告を行うため、開催を予



定している。日程については、追ってご連絡する。

委員：推進協議会の委員公募は来年度行われるということでよいか。

委員：8月前にもう一度委員会を開催するとのことだが、その日程のお知らせを1ヶ月前にお知らせ頂きたい。

#### 4. その他

- ・計画策定までの今後の流れについて説明。

#### 5. 閉 会

以上